

3) 具体的な要件

広域拠点、地域拠点、コミュニティ拠点の集約拠点については、国土交通省の社会資本整備審議会における4つの要件や徒歩圏を前提とした拠点範囲の考え方などから、それぞれ次に掲げる要件に適合した区域とする。

	広域拠点 (施設規模の上限は定めない)	地域拠点 (施設規模の上限は定めないが都市圏の拠点として適正な規模とする)	コミュニティ拠点 (施設規模の上限は1万㎡以下とする)
拠点の要件	<p>都市計画区域内であること 以下の機能が全て存在すること</p> <p>居住 人口集中地区(国勢調査)が存在すること</p> <p>公共交通 複数路線の鉄道とその結節点が存在すること</p> <p>都市基盤 4車線以上が1ルート以上及び2車線以上の国道・県道が3ルート以上存在すること</p> <p>拠点施設 以下のような拠点的施設が10以上存在すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国(四国財務局等)、県(県税事務所等)の拠点機関 ・大学 ・高次の救急医療機関等の拠点病院 <p>商業 新中心市街地活性化基本計画区域</p>	<p>都市計画区域内であること 以下の機能が全て存在すること</p> <p>居住 人口集中地区、準人口集中地区(国勢調査)が存在すること、 もしくは、居住誘導区域が存在する又は予定される区域であること</p> <p>公共交通 鉄道駅が存在すること</p> <p>都市基盤 4車線以上が1ルート若しくは2車線以上の国道・県道が3ルート以上存在すること、又は見込まれること</p> <p>行政 役場・支所、警察署又は消防署が1つ以上存在すること</p> <p>文教 高校、高等専門学校又は大学が1つ以上存在すること</p> <p>厚生 10以上の科目の診療所又は一般病床20以上の病院が存在すること</p> <p>経済 金融機関(郵便局、銀行)が1つ以上存在すること</p> <p>商業 近接する30以上の小売・サービス業の店舗(商業統計調査)</p>	<p>都市計画区域内であること 役場・支所を含む区域であること</p> <p>公共交通 鉄道駅又はバス停が存在すること</p> <p>都市基盤 2車線以上の国道・県道が2ルート以上存在すること又は見込まれること</p> <p>以下の機能が3以上存在すること</p> <p>行政 警察署又は交番・駐在所、消防署又は屯所</p> <p>文教 小・中学校</p> <p>厚生 5以上の科目の診療所又は一般病床20以上の病院</p> <p>経済 金融機関(郵便局、銀行)</p> <p>商業 近接する30以上の小売・サービス業の店舗(商業統計調査)又は業態がスーパーの店舗面積1,000㎡以上</p>
拠点選定市町	高松市	旧丸亀市、坂出市、善通寺市、旧観音寺市、宇多津町、多度津町、琴平町、三木町、旧志度町、旧大内町及び高松市の広域拠点の周辺地区(屋島、三条、太田、木太、仏生山、一宮、香西)	高松川島、高松川添、旧牟礼町、旧香川町、旧香南町、旧国分寺町、旧綾南町、旧飯山町、旧綾歌町、旧満濃町、旧豊浜町、旧詫間町、旧豊中町、旧仁尾町、土庄町、旧内海町、旧津田町、旧長尾町、旧寒川町、旧大川町、旧白鳥町、旧引田町
拠点の範囲	主要施設から概ね2km以内	主要施設から概ね1又は2km以内(市は2km以内、町は1km以内)	主要施設から概ね1km以内

※拠点地域の要件・区域については 定期的に見直しを行う。

※別添資料参照